



真庭市財産活用提案公募事業

未利用市有財産の 新たな活用提案を募集します

- ✓民間事業者
- ✓地域団体
- ✓個人

応募可能

真庭市

お問い合わせ

真庭市総務部財産活用課

TEL : 0867-42-1174

真庭市財産活用提案公募事業 募集要項

1 未利用市有財産の活用提案を募集

真庭市では、市が保有する未利用市有財産について、新たな活用提案を募集します。

市民、事業者その他の団体の皆さまから広く提案をいただき、財産収入の確保、維持管理費の縮減、地域活性化及び民間活力の導入につなげることを目的としています。未利用市有財産の活用を希望される方は、この募集要項をご確認のうえ、ご提案ください。

2 対象物件

別添の「未利用市有財産有効活用提案公募事業 対象物件一覧表」のとおり

※ 真庭市ホームページにて物件調書等の最新情報をご確認ください。

【参考】募集から契約までの流れ

①事前相談 ⇒ ②提案内容審査 ⇒ ③提案内容の採択 ⇒ ④調査・協議 ⇒ ⑤事業化決定 ⇒ ⑥契約方式決定 ⇒ ⑦契約

3 提案できる内容

未利用市有財産を買受け、借受けその他の方法により活用し、提案者自らが事業を実施しようとする提案を募集します。

なお、次のような提案は対象となりません。

- ・本市に過度な負担を求める提案
- ・公序良俗に反する提案
- ・実現可能性が著しく低い提案
- ・周辺環境との調和を著しく欠く提案
- ・投機的な取得を目的とする提案
- ・応募資格を満たさない者からの提案
- ・その他本制度の目的に適合しない提案

4 提案者の資格

本事業には、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する個人、法人その他の団体が応募できます。また、共同で提案することも可能です。

ただし、次に該当する場合は応募できません。

- ・法令により契約の相手方となることができない場合
- ・市税その他真庭市に対する金銭債務に滞納がある場合
- ・拘禁刑以上の刑の執行中である場合
- ・暴力団等と関係を有する場合
- ・その他、市が不適当と認める場合

5 提案募集期間

【提案の募集期間】

提案募集期間は、この募集要項の公開日から令和9年2月26日(金)17:00まで

6 応募締め切り

各回の応募締め切り日までに「事前相談書」を財産活用課へご提出ください。

区分	締切期限
第 1 回	令和8年9月30日(水)17:00まで
第 2 回	令和8年10月30日(金)17:00まで
第 3 回	令和8年11月30日(月)17:00まで
第 4 回	令和8年12月25日(金)17:00まで
第 5 回	令和9年1月29日(金)17:00まで
第 6 回	令和9年2月26日(金)17:00まで

7 真庭市財産活用提案公募事業フロー図

応募から採択後の契約までの流れは、次のとおりです。

区分	手続き	主な内容
STEP 1	事前相談	事前相談書を提出し、提案内容や対象物件について市と確認します。
↓	提案可能な場合、必要書類の提出へ進みます。	
STEP 2	提案書類の提出	提案申込書、事業計画、必要資料等を財産活用課へ提出します。
↓	提出内容を確認し、審査へ進みます。	
STEP 3	活用提案の審査	真庭市財産活用調整会議で、実現可能性や地域への効果等を総合的に評価します。
↓	採択・不採択を通知し、必要に応じて結果を公表します。	
STEP 4	要件整理・条件設定	採択後、測量・境界確認・不動産鑑定評価など、事業化に必要な条件を整理します。
↓	事業化が可能な場合、契約手続きへ進みます。	
STEP 5	契約相手方の選定・契約	一般競争入札、公募型プロポーザル、随意契約等により契約手続きを行います。
↓	契約締結後、提案内容に基づき活用を開始します。	
GOAL	未利用市有財産の活用	財産収入の確保、維持管理経費の縮減、地域活性化等につなげます。

※ 各手続きの詳細は、募集要項本文及び各様式をご確認ください。

7-1 手続き概要(提案採択まで)

(1) 事前相談(ステップ1)

本事業への提案に当たっては、事前相談が必要です。提案を希望する場合は、事前相談書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、メール、FAX、郵送又は持参により財産活用課へ提出してください。

(2) 提案書類の提出(ステップ2)

事前相談を実施した結果、提案可能な場合には、必要な書類の提出してください。

(3) 活用提案の審査(ステップ3)

提案内容の採否について、真庭市財産活用調整会議において審査を行います。

① 審査の方法

審査においては、本市施策との整合性、実現可能性、地域への効果及び市財政への貢献等を総合的に評価します。

② 審査により決定する事項

審査の結果、提案の採択又は不採択を決定します。採択された提案については、その後の調査及び協議を経て、事業化の可否や契約方式等を検討します。

③ 審査結果の通知と公表

審査結果は、文書又は電子メールにより提案者へ通知するとともに、必要に応じて市ホームページで公表します。公表に当たっては、提案の概要、審査結果その他必要な事項を掲載します。ただし、法人その他の団体のノウハウ、営業秘密その他公表することにより権利利益を害するおそれのある情報は公表しません。

重要

提案が採択された場合であっても、直ちに事業化されるものではありません。市は、必要な調査及び協議を行い、その結果を踏まえて事業化の可否を判断します。

7-2 手続き概要(提案採択後)

(1) 要件整理・条件設定(ステップ4)

採択された提案については、事業化の可能性を検討するため、不動産鑑定評価、境界確認、測量その他必要な調査等を実施します。

なお、調査等には一定の期間を要する場合があります、その結果によっては事業化に至らないことがあります。

(2) 契約相手方の選定(ステップ5)

事業化が可能と判断された提案については、一般競争入札、公募型プロポーザル方式、随意契約その他法令に基づく方法により、契約の相手方を選定します。

なお、地方自治法施行令第167条の2その他関係法令に基づき随意契約を行うことができる場合は、提案者を契約の相手方として選定する場合があります。

 重要

事業化が決定した場合であっても、提案者との契約を保証するものではありません。契約の相手方は、選択された契約方式に応じた手続を経て決定します。

 8 注意事項

応募に当たっては、次の事項をご確認ください。

- ✓ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。
- ✓ 提案に要する費用は、すべて応募者の負担となります。
- ✓ 提出された書類は返却しません。
- ✓ 提案内容の確認のため、市から連絡する場合があります。 また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。

 9 問い合わせ先

真庭市総務部財産活用課

〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2

TEL：0867-42-1174

E-mail：zaisan@city.maniwa.lg.jp